**平成２１年（フ）第２１６０号**
横浜市磯子区原町13番９号　山森荘２号
債務者　中村　順彌
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２１６５号**
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目21番地１　サンコーポラス阿久和６―202号
債務者　塙　　雄一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２１７１号**
神奈川県藤沢市藤沢５丁目４番23号
債務者　吉田　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２１７５号**
横浜市旭区南希望が丘121番地25
債務者　布施　秀一
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２１９９号**
神奈川県茅ヶ崎市香川５丁目２番14号
債務者　スドウ　マルシア　ハルミ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２２４８号**
横浜市青葉区藤が丘１丁目25番地11　エクシードハイツ101
債務者　武田八重子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２３００号**
神奈川県茅ヶ崎市若松町８番26号　キヤッスル河野
債務者　近藤　幸市
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第４３号**
愛媛県大洲市西大洲甲986番地15
債務者　片岡　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時10分
松山地方裁判所大洲支部

**平成２１年（フ）第６３号**
秋田県山本郡藤里町藤琴字馬坂117番地２
債務者　藤田　孝広
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時10分
秋田地方裁判所能代支部

**平成２１年（フ）第５４７号**
栃木県宇都宮市平松本町750番地４　ノエル210、前住所栃木県宇都宮市平松本町93番地23　グリーンコーポＦＴ－１－205号
債務者　長谷川祥子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５５８号**
栃木県宇都宮市若松原２丁目15番９号
債務者　佐藤　成信
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５５９号**
栃木県宇都宮市若松原２丁目15番９号
債務者　佐藤ルーニングニングこと　サトウルーニングニング　リクアナン
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５６３号**
栃木県宇都宮市山本２丁目35番16号、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目27番23号
債務者　佐藤　智義
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５６６号**
栃木県宇都宮市平松本町786番地２　高穂ハイツＡ―101、前住所栃木県宇都宮市問屋町3426番地23
債務者　吉田富士男
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５６８号**
栃木県下都賀郡都賀町大字合戦場599番地41
債務者　三柴　俊江
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２１年（フ）第５７１号**
栃木県さくら市氏家3261番地33
債務者　大濱　咲子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係